

秋田県立総合プール 貸切使用者登録要綱

向浜スポーツゾーン総合事務所

(令和6年4月)

1. 目的

当プールを貸切使用する者の登録基準を定める。

2. 登録基準

- (1) 当プールの使用規則を遵守して活動できること。
- (2) 構成員が2名以上であること。ただし、遊泳者が2名以上であること。

3. 登録と更新

(登録) 登録に際しては、貸切使用者登録申請書を当プールに提出すること。

(更新) 登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出て更新すること。ただし、構成員人数の変更など変更が軽微な場合で、当プールが更新しなくてもよいと判断したときは、更新しなくてもよいものとする。

4. 登録の抹消

活動内容が当プールの運営に著しく支障をきたす場合は、登録を抹消することがある。

5. 使用できる施設

50Mプール、飛込プール、25Mプールとする。

6. 使用できる日時

開場時間内とする。

7. 貸切使用

貸切使用者登録をした者は、プールの貸切使用ができる。

8. 責任

貸切使用に際して、構成員の事故は使用責任者が責任を負うこと。

9. 営業目的の判断基準

プール貸切利用の参加にあたり、会費、コーチへの指導料等の、プール使用料とは他の意味合いを持つ支払いが参加者間で発生している場合は、団体の種類を問わず営業目的と判断する。ただし、養育機関や学校での使用、秋田県水泳連盟が主催する強化合宿・練習会等は除く。

判断基準の一例

- ・ 民間団体や社会教育事業者が主催し、月謝を徴収する各種教室・塾等
- ・ 非営利団体が主催であっても、指導料や月謝が発生しているなど明らかに営業行為である場合